

みとよ暮らし みとよ時間

市外の大学や高校のクラブ活動団体が指定の宿舎を利用して合宿など行う場合に、市商品券を交付する「定住促進・学生合宿支援事業」があります。この事業を利用して3月に訪れた関西学院大学体育会陸上競技部跳躍パート15人の中の縄亮甫さん(21)、塚本健さん(21)にインタビューしました。

三豊市への移住・定住ポータルサイト  
みとよ暮らし手帳



この前近くのお寺に参りにいったんですが、そこでお茶やお菓子をいただいたんです。ほんとは三豊はおいしいものも多し、人もとても温かくていい所ですね。うどんもおいしくて、合宿から帰るとそばが食べたくなくなるくらい、今はいっぱいうどんを食べてます。

「2年前から年に2回三豊に来ています。練習は丸亀競技場で行ってるんですが、宿泊施設は三豊出身の先輩が紹介してくれたんです。宿泊予約のときに、制度があるんですよ。合宿は自費で参加してなんですが、この制度はほんまに助かります。その分しっかり練習に集中できてますね。」

田園都市推進課  
☎73・3011



まちづくり推進隊人材育成研修が、3月9日、三野町保健センターで開催されました。市民フォーラム21・NPOセンター事務局長の藤岡喜美子さんを講師に招き、7つのまちづくり推進隊の役員や事

がんばれまちづくり推進隊  
13  
まちづくり推進隊とは、まちづくり活動をしたい人が自主的に集まる、町を単位とする委員会の組織です。町民であれば誰でも会員になることができ、市から交付金を受けて、まちづくり活動をする事ができます。

務局職員、29人が参加しました。10人ずつ3班に分かれて、ワークショップを行い、地域の将来像を具体的に捉え、どのような解決策があるか、どのように解決していくかなどの手順を確認・協議しました。①現在の地域の課題は何か ②現在の課題と考えられるものは、過去にはどうだったか ③過去、現在を踏まえて、未来はどうあって欲しいか 今回学んだ手法を、それぞれのまちづくり推進隊の理事や会員研修で試みることにし、具体的な取り組みが始まる事が期待されます。講師で、藤岡先生は「これから熟議が交わされるでしょうが、『楽しむ』ことを忘れないでください」と参加者にエールを送りました。今年度にも、同様のワークショップを開催する予定です。それぞれのまちづくり推進隊の事務局を通じて募集しますので、市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

田園都市推進課  
☎73・3011

くらし

ひとり親家庭のお母さんへ

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

母子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母が技術を身につけるための教育訓練施設等へ支払った経費の20%(4千円~10万円)が支給されます。

母子家庭高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の母が2年以上の養成機関において、修業期間中の全期間(上限2年)、高等技能訓練促進費が支給されます。また、修業期間修了時に入学支援修了一時金が支給されます。

①高等技能訓練促進費	②入学支援修了一時金
月額 100,000円 (市町村民税非課税世帯) 平成25年度入学者)	支給額 50,000円 (市町村民税非課税世帯)
月額 70,500円 (市町村民税課税世帯)	支給額 25,000円 (市町村民税課税世帯)

対象資格など、制限がありますので詳しくは、市の母子自立支援員にご相談ください。

くらし

児童扶養手当制度

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当は、離婚・死亡等により父または母がいない児童や、父または母が重度の障がいのある児童を育てている父もしくは母または養育者に対して、その児童が18歳になった年度末(障がいがある場合は20歳未満)まで支給されます。

対象

- ・父母が離婚した後、どちらか一方とのみ生計を同じくしている児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父または母の申し立てにより保護命令を受けた児童

手当が支給されない場合

・対象児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育

手当額(月額)

対象人数1人の場合

全部支給 41,430円

一部支給 41,420円、9,780円

注1) 2人目は5,000円、3人目以降は、3,000円

注2) 一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。

注3) 所得により手当の全部の支給が停止される場合があります。

者が、公的年金や遺族補償等を受けることができる。児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき

・児童が障がいのある父または母に支給される公的年金の加算の対象となっていないとき

・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき

・父または母が婚姻(事実婚含む)していないとき

・平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき(母子家庭の場合のみ該当)